

うきは市立江南小学校いじめ防止基本方針（令和3年度）

《江南小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「江南小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話等を通じて行われるものや性的少数者等を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。具体的には5つの取組（アクション1～5）を実施します。

《いじめの防止》

- 4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。

＜授業改善、学力・体力向上に関わる取組＞

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点をもとに、子どもが自ら進んで取り組む学習や友達と関わり合いながら取り組む授業づくりを推進する。
- ・いじめをしない、許さない心を育む道徳科の充実 **～アクション1～**
- ・えなみフェスタや漢字・算数検定、水泳記録会や持久走記録会の自己目標などを取り入れ、自己肯定感を育む。

＜人間関係能力の育成を目的とした取組＞

- ・自他のよさに気づき、自己肯定感を育むために、給食時の放送や帰りの会等に児童や教師による「よさみつけ」の機会を設定する。 **～アクション2～**
- ・うきは市児童会生徒会の取組と連携した児童会による「まごころ週間」を推進し、人間関係能力や主体的な態度の育成を図る。

＜命を大切にすることを育む取組＞

- ・命の大切さを学ぶ道徳科の充実
- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実
（フラワーバンクと連携した花づくり運動《年2回》）

＋年間を通した日常お世話活動

<校内研修の取組>

- ・子どもの実態に応じて細やかな支援を行い、どの子も分かる授業づくりをめざす（少人数学習指導の充実）。
- ・2学期に、人権に関する学習参観を全学級で行う。～アクション3～
- ・いじめの防止等のための対策に関する取組（「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用）を共有するために、校内研修を実施する（4月実施）。
- ・児童理解のための校内研修の実施。

《いじめの早期発見》

- 5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

<実態を定期的に把握する取組>

- ・アイチェック（5月）、月1回いじめアンケート調査、学期1回学校生活アンケートを学期に1回（6月、10月、2月）実施し、教師の面談を行い、教育相談等に活用する。

<実態に応じた取組>

- ・休み時間や昼休み、放課後等に、児童の様子、日記等に目を配り、実態把握に努めるとともに、信頼関係を深める。～アクション4～
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示や、相談ポスト(保健室前)を設置し、相談しやすい環境をつくる。
- ・実態に応じては、組織的に緊急の個人面談を実施する。
- ・相談・通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

<保護者と連携した取組>

- ・福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間（6月、10月）」の取組において、各家庭で「保護者用いじめチェックリスト」を活用するよう呼びかける。また、学校メールを活用し、取組を啓発する。
- ・担任と保護者との個人面談の時間を設定する。（年1回・2学期）。

《いじめへの対処》

- 6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

<校内での組織的な対処>

- ・「心づくりプロジェクト部会（いじめ防止委員会）」を月1回開催し、実態に

応じては部会が中心となり、対応する。

- ・いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を継続して図る。

<関係機関や専門機関と連携した対応>

- ・被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応を迅速、かつ適切に行う。
- ・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関や専門機関と連携し、いじめ問題の早期解決に努める。
- ・個別に聞き取りを行い、被害者と加害者の心のケアに努める。

《学校・家庭・地域と連携した取組》

- 7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

<地域力を生かした取組>

- ・人間関係能力を育むことを目的とした「えなみスクールネット（学校、家庭、地域で構成する組織）」において、年間3回（6月、9月、12月）実施し、地域力を生かした取組を推進する。

<PTAと連携した取組>

- ・本校独自の家庭教育宣言文を作成し、いじめ等の防止に努める。（毎年、いじめ等に関する内容のきまりを宣言文に記し、総会で採択する。）**～アクション5～**
- ・PTA人権講演会（6月実施）、PTA保護者研修会（3月実施）。

<関係機関と連携した取組>

- ・いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードを家庭に配布する。
- ・家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知する。
- ・県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図る。
- ・薬物乱用防止学習・ネットによるいじめ防止学習（1月実施）。

《組織の設置》

- 8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- スクールカウンセラーが入る「校内いじめ対策委員会」を学期に1回実施する。
 - ・構成メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、心づくりプロジェクトリーダー、スクールカウンセラー
- 「校内いじめ対策委員会」において、毎月基本方針の実施状況を評価し、取組の改善を図る。

※ 上記に示した5つのアクションは、本年度の重点取組として位置づけ、評価・改善を図る。